

新戦略推進専門調査会について

平成 25 年 6 月 14 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

1. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令(平成 12 年政令第 555 号)第 2 条の規定に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行うため、新戦略推進専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。
2. 専門調査会の委員は、内閣情報通信政策監及び高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者(当該委員が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員の場合にあっては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長が指名する者)とする。
3. 専門調査会の会長は、内閣情報通信政策監とする。
4. 専門調査会は、その決定により、新戦略の推進管理等を行うために専門的分野について調査・審議等を行う分科会を置くことができる。分科会に属すべき専門調査会の委員は会長が指名する。分科会に座長を置き、座長は分科会の構成員となる委員のうちから会長が指名する。会長は、専門調査会の委員のほか、構成員として分科会に属する者を委嘱することができる。
5. 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
6. 専門調査会の庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。